

事務連絡
令和8年4月21日

各都道府県教育委員会特別支援教育担当課
各指定都市教育委員会特別支援教育担当課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体担当課

御中

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

特別支援教育の実施に係る中東情勢に伴う重要物資の安定的な供給について（周知）

平素より、特別支援教育の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、現下の中東情勢を踏まえ、文部科学省においては、別添「中東情勢に伴う重要物資の安定的な供給について」（令和8年4月21日付け文部科学省大臣官房総務課事務連絡）のとおり、経済産業省が相談窓口を開設し、その中で石油由来の化学品・製品等の供給に関する情報提供を受け付けていることの周知とともに、それぞれの業務運営に支障が生じた場合等に、関係する文部科学省の担当課への情報提供をお願いしたところです。

つきましては、特に、学校における医療的ケアの実施その他の特別支援教育の実施に必要な物資の不足が生じた場合等に、その旨を本件連絡先のメールアドレスまでお知らせくださるようお願いいたします。

都道府県教育委員会担当課にあつては域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校担当課にあつては所轄の学校法人に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体担当課にあつては所轄の学校設置会社に対して周知をお願いいたします。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課支援第一係

E-mail : seika@mext. go. jp

TEL : 03-6734-3192

事務連絡
令和8年4月21日

各都道府県・指定都市教育委員会担当課
各都道府県私立学校担当課
大学を設置する各地方公共団体担当課
各国公立大学法人担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課
構造改革特別区域法第12条第1項を受けた
学校設置会社を所轄する各地方公共団体担当課
各大学共同利用機関法人担当課
各文部科学省独立行政法人担当課
日本私立学校振興・共済事業団担当課
公立学校共済組合担当課

御中

文部科学省大臣官房総務課

中東情勢に伴う重要物資の安定的な供給について（周知）

政府においては、現下の中東情勢を受け、中東情勢に関する関係閣僚会議を開催するとともに、関係行政機関が緊密に連携し、石油製品・関連製品を含む重要物資の安定供給等を図るため、同関係閣僚会議の下に、中東情勢に伴う重要物資の安定的な供給確保のためのタスクフォースを開催し、対策に取り組んでいるところです。その中で、原油や石油製品については、日本全体として必要となる量は確保されているものの、一部で供給の偏りや流通の目詰まりが生じているため、その解消に取り組むこととされています。

こうした状況を踏まえ、経済産業省において、以下のとおり相談窓口を開設し、その中で燃料油や石油由来の化学品・製品等の供給に関する情報提供を受け付けていますのでお知らせします。また、こうしたことを含め、現下の中東情勢に伴い、それぞれの業務運営に支障が生じた場合等には、関係する文部科学省の担当課にもお知らせくださるようお願いいたします。

本件につき、都道府県教育委員会担当課にあつては域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校担当課にあつては所轄の学校法人に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体担当課にあつては所轄の学校設置会社に対して周知をお願いします。

○中東情勢関連対策ワンストップポータル（経済産業省ホームページ内）

https://www.meti.go.jp/chuto_josei/index.html

(参考)

・中東情勢に関する対応（内閣官房ホームページ内）

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/chyutoujyousei/index.html>

【本件担当】

大臣官房総務課法令審議室審議第四係

電話：03-6734-2156（直通）

03-5253-4111（内線 2156）

E-mail：ml-hourei4@mext.go.jp